

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業理念” Otsuka-people creating new products for better health worldwide ” (世界の人々の健康に貢献する革新的な製品を創造する) の実践を通じて、持続的かつ中長期的な企業価値の増大を実現するため、透明性・公平性を保ちつつ、迅速な意思決定を行うとともに、顧客、取引先、従業員、地域社会、株主等すべてのステークホルダーとの対話により信頼に応え社会的責任を果たしていくことを基本方針としております。当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)にて、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な方針を定め、当社ウェブサイトに開示しております。(https://www.otsuka.com/jp/company/governance/pdf/guideline.pdf)
2018年6月1日付のコーポレートガバナンス・コードの改定に伴い、2018年12月12日付にて当社のガイドラインを改訂しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

実施しない理由の説明が求められる各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-4 政策保有株式

上場株式の政策保有に関する方針及び議決権行使の基準については、「ガイドライン4.上場株式の政策保有およびその議決権行使」にて開示しております。

当社は、個々の政策保有株式について、取締役会において毎年その保有が中長期的な企業価値向上につながるか否かを個別に検証し、企業価値向上に寄与しないと判断した場合、保有関係を見直します。

2018年2月開催の取締役会において、主要な政策保有株式について事業上の必要性和経済的価値について検証した結果、現時点において保有について問題のある株式は存在しないことを確認しております。

2019年においても、2月開催の取締役会にて検証を行う予定です。

原則1-7 関連当事者間の取引

関連当事者取引の重要性やその性質に応じた手続きの枠組みについては、「ガイドライン5.関連当事者間取引」にて開示しており、2018年2月開催の取締役会において、その状況を報告しております。

原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮については、「ガイドライン19.アセットオーナーとしての機能」にて以下のように規定しております。

・当社は、大塚製薬企業年金基金を通じて企業年金の積立・運用を行っております。

・大塚製薬企業年金基金は、代議員会、理事会および資産運用委員会で構成され、その構成員には、当社グループの財務および人事部門において専門知識を有するもので構成されています。

・年金資産の運用状況については、定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じて資産運用委員会で年金資産構成の見直しを行っております。

・運用機関に対しては、運用実績や運用方針、運用プロセス等を勘案して総合的に評価・モニタリングを行っております。

原則3-1 情報開示の充実

(i)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

< 企業理念 >

” Otsuka-people creating new products for better health worldwide ” (世界の人々の健康に貢献する革新的な製品を創造する)

大塚グループは、この企業理念のもと、「大塚だからできること」「大塚にしかできないこと」に日々実践しようと努めています。大塚の遺伝子である「実証と創造性」を受け継いで、革新的で創造性に富んだ医薬品や機能性飲料・機能性食品などの幅広い製品・サービスを創り出し、世界の「人々の豊かで健康な暮らしに貢献したい」と願っています。

企業理念は、「ガイドライン1.(2)企業理念」及び当社ウェブサイトにて開示しております。

< 経営戦略・経営計画 >

経営計画の策定・開示については、「ガイドライン7.経営計画の策定、開示」にて、企業理念を軸としたトータルヘルスケア企業として、持続的成長と企業価値向上のために、自社の資本コストを把握した上で、中長期視点の収益計画や資本政策の基本的な方針を策定し、株主を含むすべてのステークホルダーとの信頼関係構築のために開示することを規定しています。

大塚グループの経営戦略、経営計画については、「中期経営計画」を策定し当社ウェブサイト等にて開示しており、事業説明会等のIR活動においても「中期経営計画」の方針・進捗状況などを説明しております。

(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

詳細につきましては、当社ウェブサイトにて「ガイドライン」を開示しております。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬体系については、「ガイドライン8.(4)報酬」にて開示しております。

なお、2017年2月より取締役会の諮問機関としてコーポレートガバナンス委員会を設置し、取締役の報酬体系、水準等に関する事項について協議

し取締役会に答申することとしております。コーポレートガバナンス委員会については、「ガイドライン10.コーポレートガバナンス委員会」及び本報告書「取締役会関係、任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性」をご確認ください。

当社取締役の報酬体系は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るための動機づけや優秀な人材の確保に配慮し、職責に十分見合う水準となるよう設計されております。設計にあたっては、外部データを活用するなど、客観性の向上にも努めております。

取締役の報酬は、定額での月額報酬、年次賞与（業績連動）及び中長期業績連動株式報酬で構成されており、社外取締役は定額での月額報酬のみとなっております。

取締役の報酬は、株主総会にて承認された上限の範囲内で取締役会にて審議し決定しております。

取締役の報酬の決定手続は、コーポレートガバナンス委員会による答申を踏まえ、代表取締役社長及び総務担当取締役により取締役会に付議する原案が作成され、取締役会において、独立社外取締役を含む取締役会メンバーによる審議により原案の妥当性が審査され決定されております。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の選解任基準については、「ガイドライン8.(2)選解任基準」にて開示しております。

なお、2017年2月より取締役会の諮問機関としてコーポレートガバナンス委員会を設置し、取締役・監査役の選任・解任等に関する事項について、その妥当性・公平性を協議し取締役会に答申することとしております。監査役候補者については、取締役会への答申に先立ち、監査役会における同意を得るものとしております。

取締役・監査役候補の指名手続は、コーポレートガバナンス委員会による答申を踏まえ、代表取締役社長が取締役会に付議する原案を作成し、取締役会において、独立社外取締役を含む取締役会メンバーによる審議により原案の妥当性が審査され決定されております。

後継者計画（プランニング）について

当社は、次世代の経営を担う資質がある人材を早期に見出し、企業理念に基づいた「資質」と「スキル」を兼ね備えた経営人材の育成を計画的に行っていくため、次世代経営人材育成プログラムを継続的に構築・実践し、その状況について、定期的に取締役会において報告を行っております。（「ガイドライン13.経営人材の育成」ご参照）

(v)取締役会による経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

招集通知における役員選任議案にて、各候補者の指名理由を開示しております。

補充原則4-1-1

経営陣に対する委任の範囲の概要については、「ガイドライン8.(5)取締役等への委任」にて開示しております。

原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

社外取締役の独立性判断基準については、「ガイドライン8.(3)社外取締役の独立性基準」及び本報告書「独立役員関係 その他独立役員に関する事項」にて開示しております。

補充原則4-11-1

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方については、「ガイドライン8.(2)選解任基準」にて開示しております。

・持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するべく取締役会全体の多様性を確保するため、当社は、適切で実効的なコーポレートガバナンスの実現・維持に相応しい見識、高度な専門性、豊富な経験を有する人材を取締役に選任する方針であります。

特に社内取締役については、当社の企業理念、行動規範、経営戦略の実践に必要な資質等に鑑み、その経験・専門性及び見識等を総合的に評価して選任しております。

・社外取締役については、様々な分野の知識・経験、専門性及び企業経営の実践を経営に反映できるよう多様な人材を選任します。

監査役の選任基準については、「ガイドライン9.(3)選任基準」にて、少なくとも1名以上の財務・会計に関する専門知識を有する者と定めており、また社外監査役については、多角的な監査を可能とすべく、様々な分野での専門性を有する者を選任する方針としております。

補充原則4-11-2

当社は、取締役・監査役の兼任の数についての上限は設けておりませんが、当社の役員としての職務を全うできるか否かを判断して選任しております。

取締役及び監査役の兼任状況については、株主総会招集通知における参考書類（取締役・監査役の選任議案）及び事業報告（会社役員状況）にて開示しております。

補充原則4-11-3

取締役会全体の実効性についての分析・評価および結果の概要は以下のとおりです。

Ⅰ 評価の実施方法

2018年1月から2月にかけて、全取締役、全監査役に対するアンケートを実施し、その内容に基づいて、顧問弁護士によるレビューを受けた上で検討・評価を実施し、2018年3月開催の取締役会において審議を行いました。

アンケートの項目は以下のとおりです。

- 1 取締役会の構成の適切性
- 2 個々の取締役の業務分野、具体的な経営戦略・計画に対する理解・知識の十分性
- 3 社外取締役との連携の十分性
- 4 監査役会との連携の十分性
- 5 取締役会の運営について
- 6 ガバナンスとの関連について
 - i 経営戦略の方向性の決定における取締役会の機能の適切性
 - ii 経営戦略の実行についての各事業に対するモニタリングの十分性
 - iii 主要な投資家・ステークホルダーの視点の汲み取りの十分性
 - iv リスクマネジメントの適切性
 - v 各事業会社との間の連携・情報共有の十分性
- 7 社外役員に対するサポート体制の十分性
- 8 総括・実効性の観点から十分に機能しているか

Ⅱ 結果の概要

1 役員の多様性の確保や事業に関する専門的知識を有する者の選任を図るべきとの意見がありました。

多様性については、2018年3月開催の株主総会にて女性取締役2名が選任され就任したことにより改善が図られており、専門性については、主要事業会社の代表取締役が当社の取締役を兼務していること、必要に応じて執行役員からの説明・報告を実施することにより対応が図られてい

るとの評価が得られました。

2 監査役と社外取締役との会合、経営陣と社外取締役との意見交換会等が定期的実施されており、これらの機会を通じて今後も継続的な連携を図ることを確認いたしました。

3 取締役会の運営については、取締役会の審議の充実とガバナンスの強化の観点から、より一層の改善を図っていくことを確認いたしました。

4 経営戦略の実行に関する各事業のモニタリングについては、現状のモニタリング体制の更なる充実を目指して検討を行うことを確認いたしました。

これらの各評価において、当社の取締役会について、その実効性・適正性が認められたものと考えますが、今回の評価・検討を通じて明らかとなった課題については、今後、鋭意改善に努め、取締役会の実効性を高めて、当社のコーポレート・ガバナンスをより深化せしめることに努めて参ります。

補充原則4-14-2

取締役・監査役に対するトレーニングの方針については、「ガイドライン11.取締役および監査役に対する研修等」にて開示しております。

社外役員に関する継続的な研修の機会については、併せて本報告書「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」をご参照ください。

原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針

株主との建設的な対話を促進するための体制の整備・取組みに関する方針については、「ガイドライン14.情報開示及び15.株主との対話」にて開示しております。

説明会の開催等、詳細につきましては、本報告書「IRに関する活動状況」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%以上20%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
野村信託銀行(株)大塚創業者持株会信託口	57,795,560	10.66
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	39,781,900	7.34
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	28,053,100	5.17
大塚エステート(株)	23,296,268	4.29
大塚グループ従業員持株会	13,120,672	2.42
(株)阿波銀行	10,970,520	2.02
JPモルガン証券(株)	8,999,242	1.66
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 5 0 5 2 3 4	8,004,241	1.47
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5)	8,000,800	1.47
大塚アセット(株)	7,380,000	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

上記の株式数は2018年6月30日現在のものです。

当社は自己株式を15,986,947株保有しておりますが、上記大株主からは除外しています。所有株式数の割合計算においては自己株式を除いております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高野瀬 忠明	他の会社の出身者													
松谷 有希雄	その他													
関口 康	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高野瀬 忠明		2011年4月まで雪印メグミルク株式会社の代表取締役社長でありましたが、当社社外取締役就任時には同職を退任しております。 同社と当社との間にはそれぞれの子会社を通じた取引関係がありますが、金額はそれぞれの連結売上高の2%以下と僅少であり、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインにおける社外取締役の独立性基準に適合しております。	経営者としての豊富な経験と高い見識および食品業界における高い専門性に基づき、社外取締役として当社の経営に客観的かつ専門的な視点から有益な助言を受けております。 また、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないことから、独立役員として相応しいと判断しております。

松谷 有希雄		医療福祉の分野における豊富な経験と高い見識および医療全般における高い専門性に基づき、社外取締役として当社の経営に客観的かつ専門的な視点から有益な発言を適宜行っております。 また、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないことから、独立役員として相応しいと判断しております。
関口 康		経営者としての豊富な経験と高い見識および医薬品業界における高い専門性に基づき、社外取締役として当社の経営に客観的かつ専門的な視点から有益な助言を期待しております。 また、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないことから、独立役員として相応しいと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	コーポレートガバナンス委員会	5	2	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	コーポレートガバナンス委員会	5	2	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、2017年2月よりコーポレートガバナンス委員会を設置しております。
コーポレートガバナンス委員会は、取締役会の諮問機関として、以下のとおり、取締役・監査役の指名、取締役の報酬、その他コーポレートガバナンスについて審議し取締役会に答申を行っております。
コーポレートガバナンス委員会は、社長、総務担当取締役及び全ての社外取締役に構成され、委員長は社長としております。

【審議内容】

(1)指名

取締役・監査役の選任・解任等に関する事項について、その妥当性・公正性を協議し、取締役会に答申する。なお、監査役候補者については、取締役会への答申に先立ち、監査役会における同意を得るものとする。

候補者については、代表取締役が推薦するものとする。

(2)報酬

取締役の報酬体系、水準等に関する事項について協議し、取締役会に答申する。

(3)その他、コーポレートガバナンス体制の充実に関する事項についての審議し、必要に応じて取締役会に答申する。

(「ガイドライン10.コーポレートガバナンス委員会」ご参照)

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役は、監査役会が定める監査方針に基づき、会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)及び内部統制部・内部監査部門と情報・意見交換、協議を行うことにより相互に連携を図っております。

・監査役と会計監査人とは、監査計画、監査実施状況等につき年5回の定例報告会を行うほか、必要に応じて随時意見交換を実施しております。さらに、2016年4月からは、会計監査人との連絡会を必要に応じて開催しております。

・監査役と内部統制部とは、原則として半期に一度の報告会を開催、監査役と内部監査部門とは、従来半期に一度開催していた報告会を、2016年4月から原則として月次で開催するよう連携の強化を図っております。両部門とは、必要に応じて随時情報交換を行うなど連携を十分に図り、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
菅原 洋	公認会計士													
和智 洋子	弁護士													
高橋 一夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菅原 洋		当社及びグループ各社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに在籍していましたが、在籍中に当社及びグループ各社の監査業務を担当したことはなく2006年2月に同法人を退職しております。当社社外監査役就任は2010年6月であり、同法人退職から4年以上経過しております。さらに、同法人は当社から独立した立場で会計監査を行っておりますので、菅原洋氏の独立性に懸念はありません。	公認会計士としての専門知識に加え、多くの事業経験も有しており、その経験と専門性を当社の監査に活かすことができると判断しております。また一般株主と利益相反を生ずるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
和智 洋子			弁護士として企業法務に精通しており、その経験と専門性を当社の監査に活かすことができると判断しております。また一般株主と利益相反を生ずるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
高橋 一夫			長年にわたりIT、内部統制部門で要職を歴任し、また企業経営について豊富な経験を有しており、その経験と専門性を当社の監査に活かすことができると判断しております。また一般株主と利益相反を生ずるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

その他独立役員に関する事項

・独立役員の資格を有する社外役員をすべて独立役員に指定しております。

・社外取締役の独立性判断基準

当社は、以下の事項に該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断します。

(1) 当該社外取締役の2親等以内の近親者が、現在または過去3年において、当社または当社子会社(以下、「当社グループ会社」)の業務執行

取締役、執行役、執行役員または重要な使用人(以下、「業務執行者」として在籍していた場合

(2) 当該社外取締役が、現在、業務執行者として在職している会社と当社グループ会社において取引があり、過去3事業年度において、その取引金額がいずれかの会社の連結売上高の2%を超える場合

(3) 当該社外取締役が、過去3事業年度のうちのいずれかの1事業年度あたり、法律、会計もしくは税務の専門家またはコンサルタントとして、当社グループ会社から直接的に500万円を超える報酬(当社の取締役としての報酬は除く)を受けている場合

(4) 当該社外取締役が業務執行者を務めている非営利団体に対する寄付金が、過去3事業年度において合計1,000万円を超え、かつ、当該団体の総収入の2%を超える場合

(「ガイドライン8.(3)社外取締役の独立性基準」ご参照)

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬体系等については、「ガイドライン8.(4)報酬」及び本報告書「取締役報酬関係 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績と企業価値の持続的な向上への貢献を一層高めるため、2016年5月に当社の取締役6名(社外取締役を除く)及び子会社の取締役3名に対し、中期インセンティブプランとして株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を付与しております。本インセンティブプランにおいて最終的に行使可能となる新株予約権の個数は、2018年度を最終年度とする中期経営計画の達成度に応じて変動します。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

当社における2017年度の取締役の報酬額は以下のとおりであります。

報酬総額 602百万円(うち社外取締役21百万円)

(報酬等の種類別の総額)

基本報酬 281百万円(うち社外取締役21百万円)、賞与123百万円、及びストックオプションによる報酬197百万円

対象となる取締役の員数 10名(うち社外取締役3名)

なお、法令に従い、一部の取締役については有価証券報告書において個別開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の体系については、大塚グループの業績と価値の持続的向上に資するため、優秀な人材を確保・維持するとともに、職務の執行に対して強く動機づけられるよう設計しております。

(1) 持株会社である当社の取締役の報酬等の額

・持株会社である当社の取締役の報酬等については、役職等に応じた固定報酬、短期的なインセンティブとなる業績連動賞与、及び中長期的なインセンティブとなる株式報酬型ストックオプションの3つから構成されております。

・固定報酬と業績連動賞与については、2010年6月29日開催の定時株主総会において、その限度額を年間1,500百万円以内と決議いただいております。

・固定報酬については、持株会社の取締役としての職務・職責(グループ戦略の立案・決定、グループ経営のモニタリング機能及びコーポレートガバナンスの強化等に係る職務・職責)を勘案して報酬を決定しております。

・業績連動賞与については、a 単年度の連結当期純利益の実績及び予算の達成度、b 中長期の連結業績目標に対する進捗、及びc 適切なコーポレートガバナンスに基づく経営の実践、並びに本人の業績を勘案して決定しております。

・株式報酬型ストックオプションについては、中長期にわたる職務執行が将来の業績と価値の向上に反映できるよう勘案して決定します。

(2) 事業会社である子会社の取締役の報酬等の額

・事業会社である子会社の取締役の報酬等については、株主総会決議による報酬限度額の枠内で、事業会社の取締役としての職務・職責(当社の立案したグループ戦略に基づき各事業会社の事業を執行するとともに、各事業会社における戦略の立案・決定及びコーポレートガバナンスの強化等に係る職務・職責)を勘案して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会事務局を総務部に置き、経営財務会計部及び事業企画部と連携の上、取締役会の実効ある運営のためのサポート体制を構築しております。（「ガイドライン8.(8)運営」ご参照）

監査役のサポート体制としては、監査役室を設け専任のスタッフを配置しております。また、経営に関する適切な監査を実施するため、必要に応じて、法務部、総務部、経営財務会計部、事業企画部から情報収集を行う体制を整えております。（「ガイドライン9.(4)運営」ご参照）

社外取締役・社外監査役に対しては、事業企画部及びIR部から、事業の状況、業界の状況及び事業に関わるトピックス等について定期的な報告会を行っております。さらに、大塚グループの事業等の理解を深めることを目的として、適宜、グループ各事業の説明や、事業所・工場・研究所等現場の見学等の機会を設けております。

また、監査役会と社外取締役との連携体制を強化するため、定期的な情報交換、経営に関するディスカッションも実施しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社として、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置しております。

(1) 業務執行

(取締役及び取締役会)

・取締役会は取締役会規程に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営に関する重要事項の意思決定及び業務執行の監督を行っております。取締役は社外取締役3名を含む11名であります。また、取締役の任期を1年とすることにより、取締役がさらなる緊張感を持って職務執行の任にあたるものと考えております。

(2) 監査・監督

(監査役及び監査役会)

・監査役は、取締役会に出席して意見を述べ、取締役の業務執行における経営の適法性、健全性の監査を実施しており、監査役会による審議等を軸に経営監視体制を構築しております。

・監査役は社外監査役3名を含む4名で構成され、定例の監査役会を月1回開催しております。また、定期的に会計監査人との情報交換を行っております。そのほか、必要に応じて取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、また稟議書、議事録等業務執行に係る重要な文書を閲覧し業務執行状況を把握し監査できる体制を確保しております。

(内部監査体制)

・当社は、社長直轄の内部監査部を設置し、当社及び大塚グループの財産及び業務全般に対して適正かつ効率的な業務執行がなされているかについて、「内部監査規程」に基づく監査を定期的実施し、社長、取締役及び監査役に報告を行っております。改善の必要性が指摘された場合は、改善勧告を行い、その後の実施状況を確認し職務執行の適正化を図っております。また、監査役及び会計監査人との情報の共有や相互の協力等連携を図っております。

(企業集団における業務の適正を確保するための体制)

・当社は、大塚グループの企業価値の最大化の役割を担う持株会社として、グループ全体の視点から業務の適正を確保するための体制を整備及び指示しております。

・大塚グループ各社は、「関係会社規程」に規定された事項について、必要に応じて当社に報告し、その中で重要な事項については当社の承認を得ることとし、グループの連携体制を確立しております。

・当社の主要な子会社は監査役制度を採用しており、それぞれ取締役の業務執行の監査を行っております。また、年4回開催される「グループ監査役会」において、各社の監査役との情報共有、連携の強化を図り、各社の経営状況等についての情報交換が行われております。

・内部監査は、グループ各社の内部監査部門との連携により、グループ全社を対象として監査を統括又は実施し、横断的なリスク管理体制及びコンプライアンス体制の構築を図り、業務の適正化を確保すべく努めております。

参考資料「模式図」をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であります。

複数の社外取締役を含む取締役からなる取締役会が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るための経営計画の実行を推進するとともに、経営に対する監督を行い、取締役会から独立した監査役及び監査役会は、会計監査人及び内部監査部との連携を図りながら取締役の業務執行の監査を実施することにより、企業の健全性を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立しております。

現在の体制を軸とすることによって、継続的に企業価値を向上させ、経営における透明性の高いガバナンス体制を維持できるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限より1週間早い総会日の3週間前を目処に発送を行っております。 また、招集通知発送日前に当社及び東京証券取引所のウェブサイトにも全文を掲載しております。 2018年3月開催の第10期定時株主総会においては、3月7日に招集通知状を発送、ウェブサイトへの掲載は3月1日に実施いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	電子投票制度を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加し、機関投資家の議決権行使環境の向上に努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	海外投資家の議決権行使促進のため招集通知の英訳版を作成し、当社ホームページ、東京証券取引所ホームページ及び議決権行使プラットフォームに掲載しております。
その他	株主総会会場ロビーにて大塚グループ製品の試飲・試食コーナーを設けた他、事業活動のトピックス、CSR活動並びに製品についてのパネル展示を行うなど、和やかな雰囲気の中で株主の皆様が大塚グループをより深くご理解いただけるよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに定期的な説明会を開催しております。通期及び第2四半期決算発表時については決算説明会を、第1、第3四半期決算発表時についてはカンファレンスコールを開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に海外投資家を訪問し説明会を開催しております。また、証券会社が開催する海外の機関投資家向けカンファレンス等にも参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページには株主・投資家向けのIRサイトを掲載しております。決算短信、決算説明会資料(動画配信あり)、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示情報、アニュアルレポート、株主総会招集通知等を掲載しております。また、これらのうちの多くは英語サイトにも掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署としてIR部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<ul style="list-style-type: none"> ・「ガイドライン1.(1)コーポレートガバナンスの基本的な考え方」において、すべてのステークホルダーとの対話により信頼に応え社会的責任を果たしていくことを規定しております。 ・また、グループの行動原理・原則である「大塚グループ行動憲章」において、大塚グループは、お客様、従業員、株主・投資家、お取引先・事業パートナー、地域社会・国際社会などのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことを宣言しております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>「ガイドライン16.サステナビリティ」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能なグローバル社会の実現に向け、企業理念のもと社会課題に積極的・能動的に取り組むこと ・ トータルヘルスケアカンパニーとしての事業活動と一体化したものと、CSR活動を推進すること <p>を規定しております。</p> <p>当社は2016年12月、国連が提唱する「グローバル・コンパクト(UNGC)」に署名いたしました。人権・労働・環境・腐敗防止に関するUNGCの10原則のもと、これまで以上に明確な目標を持ち、サステナビリティに対する取組みを推進してまいります。</p> <p>さらに、2017年12月には、女性の活躍推進に自主的に取り組む企業の行動原則である「女性のエンパワーメント原則(WEPs: Women's Empowerment Principles)」に署名いたしました。大塚グループは、多様な社員の活躍が事業成長の原動力となると考え、これまでもグループ全体でダイバーシティを推進し、その一環として女性の活躍推進に積極的に取り組んできました。本署名を機に、女性活躍に関する取組みをさらに推進してまいります。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>・「ガイドライン1.(1)コーポレートガバナンスの基本的な考え方」において、すべてのステークホルダーとの対話により信頼に応え社会的責任を果たしていく旨、「同14.情報開示」において、経営に関する重要な情報を積極的かつ適時・適切に開示する旨を規定しております。</p>
<p>その他</p>	<p>・多様性の受容</p> <p>「ガイドライン17.多様性の受容」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異なる文化、背景、経験や、視点を職場で共有し効果的にむすびつけることにより、消費者のニーズの多様化や国際化に的確に応える製品、サービスを創出することを可能にする企業文化を醸成すること ・ 多様化が進む社会を反映し、様々なバックグラウンドを持つ人材を積極的に登用し、社内における女性の活躍推進を含め、個々の能力を最大限に発揮できる職場環境の構築に努めること <p>を規定しております。</p> <p>・女性の役員・管理職</p> <p>当社における女性役員は現在取締役2名、監査役1名、執行役員2名であります。(2018年12月1日現在)</p> <p>大塚グループは人種、国籍、性別等を問わず、有能な人材を積極的に登用する方針を定めております。「女性のエンパワーメント原則」署名を機に、女性の活躍をより一層サポートしてまいります。</p> <p>・「大塚グループ健康宣言」を制定</p> <p>大塚グループは、革新的な製品の創造や展開を通じ、人々の健康へ貢献することを目指しています。従業員一人ひとりが心身ともに健康であるという前提があってこそ日々の充実した業務が遂行されるものと考え、これまでも社員ならびにその家族の健康促進にかかわる施策に取り組んできました。当社は、健康経営をより一層推進するために2017年4月、「大塚グループ健康宣言」を制定しました。生命関連企業として、「健康」が社会のサステナビリティにとって重要であることを社内外に訴え、問題解決に取り組んでまいります。</p> <p>このような取り組みの中、経済産業省と日本健康会議が共同で選ぶ「健康経営優良法人2018～ホワイト500～」に、大塚製薬、大塚製薬工場、大鵬薬品が認定されています。</p> <p>【大塚グループ健康宣言】</p> <p>「私たちは、企業理念の追求には、従業員一人ひとりの心身の健康が不可欠であると考えています。自らの持つ能力や個性を十分に発揮し活躍するために、従業員自らが健康の維持・増進に努めるとともに、その職場環境の整備に努めます。」</p> <p>・「消費者志向自主宣言」の表明</p> <p>当社は、2018年11月、消費者庁が推進する「消費者志向経営」の実現に向けた当社の方針を表明する「消費者志向自主宣言」を策定しました。</p> <p>大塚グループはこれまでも生命関連企業として研究開発から製品・サービスをお届けするまでのすべての過程で、患者さんや生活者の皆さまのことを第一に考えた企業活動を行ってきました。「消費者志向自主宣言」の策定を機に、お客様とのコミュニケーションをさらに深化し、世界の人々の健康に貢献する取組みを推進します。</p> <p>(https://www.otsuka.com/jp/company/customer/)</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制の主管部として、社長直轄の組織である内部統制部を設置し、財務報告に係る内部統制を含む大塚グループの内部統制について統括しております。

大塚グループの価値向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動により生じるリスクをコントロールすることが必要であり、このためのコーポレートガバナンスの強化が不可欠であるとの基本認識の下、以下の「業務の適正を確保するための体制」を構築し実践しております。

【業務の適正を確保するための体制】

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・大塚グループは、グループ内の経営・監督機能と業務執行機能を分離しコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、当社において純粋持株会社制を採用する。

・当社は、法令・定款及びその他諸規範とその精神を遵守し、高い倫理性に基づいた企業活動の実現のため、「大塚グループ・グローバル行動規程」を制定する。「大塚グループ・グローバル行動規程」の具体的な指針として「大塚ホールディングス・コンプライアンス・プログラム」を制定し、「リスク管理委員会」の下、社員教育の徹底を図り、コンプライアンス体制の整備、維持、向上を推進する。

・金融商品取引法その他の関係法令に基づき、適正な会計処理を行い、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制の体制整備を推進するとともに、それが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

・社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底する。

・また、社長直轄の内部監査部を設置し、「内部監査規程」に基づき、会社の財産及び業務全般について定期的に内部監査を実施し、社長に監査報告を行う。改善の必要性が指摘された場合には改善勧告を行い、その後の実施状況を確認する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社は取締役会の記録及び稟議書等については、「会社文書管理規程」に基づき、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社及びグループ各社のリスク管理体制を確立するため、「リスク管理委員会」を設置するとともに「リスク管理規程」を制定する。「リスク管理委員会」は各リスク管理部署による管理を通じ、大塚グループの持続的価値向上を脅かすリスクに対し、評価を行い統合的な管理を行うものとする。

・なお、不測の事態が生じた場合には、迅速な対応を行い、緊急事態による損害を最小限に抑える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会規程に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営方針及び経営戦略等の重要事項について協議し決定する。

・また、執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機関としての取締役会と取締役会の決議に基づいて役割分担して業務執行を行う執行役員に区分し、経営の透明性及び迅速な業務執行を確保する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、大塚グループの企業価値の最大化の役割を担う持株会社として、大塚グループ全体の視点から業務の適正を確保するための体制の整備を行い、子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法598条1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(以下取締役等という)からの報告体制、子会社の取締役等の職務執行の効率性・適法性を確保する。

・関係会社は、「関係会社管理規程」に規定された事項について、必要に応じて当社に報告し、その中で重要な事項については当社の承認を得ることとし、大塚グループの連携体制を確立する。

・また、「内部監査規程」に基づき、関係会社も対象として監査を統括又は実施し、横断的なリスク管理体制及びコンプライアンス体制の構築を図り、一体的に業務の適正化を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・当社は、監査役室を設置し、監査役会の招集事務、その他監査役の業務補助を、取締役の指揮系統から独立して行う。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

・前号の使用人は監査役室専任とし、専ら監査役の指示に従って、その職務の補助を行う。

・監査役室の人事異動及び人事考課については、事前に監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

(8) 取締役及び使用人並びに子会社の役員(取締役等及び監査役並びに会計参与を含む。以下同じ)が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、以下の事項が発生した場合は監査役に報告する等、取締役の職務の執行に係る監査役の情報収集を可能とする具体的手段を確保する。

イ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

ロ 法令もしくは定款に違反する事項、その他コンプライアンス上重要と判断した事項

ハ 当社及びグループ各社の業務遂行状況

ニ 内部監査実施状況

ホ 重要な会議における決議事項

・当社は、大塚グループ各社の役員又はこれらの者から報告を受けた者が、上記イからホの事項を当社監査役に報告をすることができる体制を確立する。

・また、これらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制とする。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針

・監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に依り円滑に行う体制とする。

(10) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧することができる。

・また、取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に係る報告を求められた場合は、速やかに報告をする。

・その他、内部監査部・総務部・経営財務会計部・内部統制部等の関係部署は、必要に応じて監査役に情報提供を行い、監査役監査の実効性の確保、向上に協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

大塚グループは、「大塚グループ行動憲章」において、反社会的勢力との絶縁を掲げ、市民社会の秩序又は安全に脅威を与える反社会的勢力及

び団体との関係を排除するとともに、断固として対決することを宣言しております。反社会的勢力からの不当要求に対しては、たとえそれが法律に違反していない内容であっても断固として拒絶する姿勢をとることを規定しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、総務部を主管部署として反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、「反社会的勢力対応マニュアル」及び「取引先等調査マニュアル」を制定し、平時における対応、不当要求への対応、取引先等の事前調査等を実践しております。

また、当社は地区特殊暴力団防止協議会及び社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し、緊密な情報連携に努めるほか、種々の事案に応じて、警察及び顧問弁護士と協議し対応しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社は、お客様、株主、社会など、すべてのステークホルダーの皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に適時・適切な情報提供に努めております。

重要情報の適時開示については、上場企業として適時・適法・正確・公式に適時開示義務を遂行するため「適時開示ガイドライン」を制定、適時開示の要否、開示資料の作成に必要な事項等を定めております。

当社の適時開示体制、プロセス等の概要は以下のとおりです。

・適時開示体制

当社における適時開示は、内部者取引管理責任者（総務担当取締役）を委員長とし、事業企画部、IR部、広報部及び法務部のメンバーで構成する「適時開示検討委員会」により行われます。

・適時開示プロセス

(1)「適時開示検討委員会」は、当社の会社情報及びグループ各社から収集した重要情報につき、速やかに適時開示の要否を検討した上、開示の必要があると判断した場合には、開示資料の作成を指示します。

(2)「適時開示の要否結果」、及び「開示をする場合の開示資料」については、内部者取引管理責任者が最終的な承認をします。

(3)内部者取引管理責任者の指示に基づき、承認を得た開示資料について、適時開示担当部署がTDnetを通じて速やかに開示を行います。

【模式図】

